

第4 補装具・日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児の 補聴器購入費用助成について

1 補装具の交付・修理

窓口 市町村障害福祉担当課

身体障害者手帳所持者及び難病患者等に対し、身体の失われた部位や障害のある部位を補つて、日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理と借受けに係る補装具費の支給を行います。

原則としてかかった費用の1割負担となります。世帯の収入により月額負担上限額が設定されます。（借受け対象は下線の種目のみとなります。）

対象障害者	補装具の種類
視覚障害者	視覚障害者安全つえ、眼鏡、義眼
聴覚障害者	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由者	義肢、 <u>装具</u> 、車椅子、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、 <u>歩行器</u> 、電動車椅子、 <u>姿勢保持装置</u> 、 <u>重度障害者用意思伝達装置</u> (以下児童のみ) 排便補助具、 <u>座位保持椅子</u> 、起立保持具、頭部保持具

2 日常生活用具の給付・貸与

窓口 市町村障害福祉担当課

（1）身体障害者、知的障害者及び難病患者等の方について（日常生活用具）

身体障害者手帳及び療育手帳所持者のうち、重度障害（児）者、または難病患者等に対し日常生活用具が給付又は貸与されます。利用者負担は、市町村が決定します。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ用装具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に

使用でき、実用性のあるもの。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

⑦ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用助成

平成25年4月から、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費の助成を行います。

〈助成対象者〉

- ・奈良県内に住所を有する18歳未満の方

- ・両耳の聴力が、原則30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方

〈申請窓口〉

各市町村の障害福祉担当課

〈助成対象経費〉

補聴器（本体及び付属品）の購入費用

※新規購入及び耐用年数（5年）経過後の更新のための購入に要する費用が対象です。
(成長に伴うイヤーモールド交換を含め、修理に対する助成はありません。)

〈補助率〉

補助基準額の2／3（1000円未満切り捨て）

〈所得制限〉

市町村民税最多納税者の納税額が46万円以上の世帯は助成の対象外です。

〈問い合わせ先〉

各市町村の障害福祉担当課

奈良県福祉医療部障害福祉課

※難病患者等・・障害者総合支援法の対象疾病が対象。（詳細 P5～P8）

（2）小児慢性特定疾病児童の方について

（小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業）

小児慢性特定疾病医療支援事業の認定者を対象とする、日常生活の便宜を図ることを目的に実施される市町村の事業です。

- ・用具の種目：便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）、人工鼻
- ・自己負担額：利用者世帯の所得により負担額が異なります。
- ・市町村により実施内容等が異なるため、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。